

第2期住田町国土強靱化地域計画

令和8年6月

住田町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	
第1節	計画策定の趣旨 1
第2節	計画の位置付け 1
第3節	計画期間 1
第2章 基本的な考え方	
第1節	基本目標 2
第2節	事前に備えるべき目標 2
第3節	基本的な方針 2
第3章 地域特性と想定するリスク	
第1節	町の地域特性 4
第2節	想定するリスク
第3節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
第4節	施策分野
第4章 脆弱性評価	
第1節	脆弱性の考え方
第2節	全体事項の脆弱性評価の結果
第3節	起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価
第5章 脆弱性評価に基づく対応方針	
第1節	起きてはならない最悪の事態ごとの施策
第2節	施策分野ごとの施策
第3節	重点施策
第4節	計画の推進と進捗管理

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

- ・ 近年、自然災害の脅威は激甚化、頻発化しており、強くしなやかな地域社会を構築し、町民の生命、財産、暮らしを守ることは地方の大きな使命です。
- ・ 「国土強靱化」とは、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのことで、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）の制定から10年が経過し、政府は令和7年6月に第1次国土強靱化実施中期計画を閣議決定し、令和12年度までの5年間で実施すべき施策等の整理が行われました。
- ・ 岩手県は、令和7年12月に「第3期岩手県国土強靱化地域計画」（以下「県の地域計画」という。）を策定し、これまでの取り組みを踏まえた岩手県の強靱化に向けた取り組みを定めました。
- ・ 平成23年3月11日の東日本大震災や平成25年8月9日線状降水帯による大雨など「想定外」ともいえる大規模自然災害による被害が本町でも発生しています。
- ・ 今後も町民が安全に安心して暮らし続けていくために、この計画において住田町の強靱化に向けた目標や取り組みを定めます。

第2節 計画の位置付け

- ・ 本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進める指針として策定するものです。
- ・ 本計画は「住田町総合計画」や「住田町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものです。
- ・ また「国土強靱化基本計画」（令和5年7月閣議決定）（以下「国の基本計画」という。）や県の地域計画と調和を保たれるよう策定します。

第3節 計画期間

- ・ 本計画の期間は、国の基本計画や県の地域計画と整合するよう、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

- ・ 住田町が国土強靱化を推進する上での基本目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産や公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧や復興を可能にする

第2節 事前に備えるべき目標

- ・ 住田町が国土強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康や避難生活環境を確実に確保し、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3節 基本的な方針

- ・ 大規模自然災害等に備えた事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する本町全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災や過去の大規模自然災害から得られた経験を踏まえ、以下のとおり方針を設定します。

(1) 地域強靱化に向けた取り組み姿勢

- ① 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- ② 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める視点を持つこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクから町民及び訪問者等の命を守り、被害を最小限に抑えるため、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、本町の特性に合った効果的な施策を推進すること。
- ② 住民が自らの命は自ら守る「自助」、地域で助け合う「共助」を中心に、これ

を行政が支援する「公助」を適切に組み合わせ、行政と町民が連携するとともに、民間事業者、関係者相互の連携、協力等役割を分担して取り組むこと。

- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう取り組むこと。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口減少、少子高齢化社会への対応や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な町財政運営に配慮し、施策の重点化を図ること。
- ② 限られた財源を有効活用するため、国の施策の積極的な活用、既存の社会資本を有効活用、民間資金の活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

(4) 本町の特性に応じた施策の推進

- ① 「住田町総合計画」との整合を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進すること。
- ② 男女のニーズの違い、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮して施策を講ずること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第3章 地域特性と想定するリスク

第1節 町の地域特性

(1) 地理・地形

- ・ 岩手県の南東部に位置し、東西約 31km、南北約 19km と東西に長い形をしており、面積は 334.84 km²と、県土の約 2 %を占めています。
- ・ 四方を標高 1,000m 前後の山々に囲まれ、総面積の約 90%を山地が占めています。
- ・ 北東部から大きく西部に蛇行して南下する気仙川とその支流沿いに集落や農耕地が点在しています。
- ・ 地層は、主に頁岩、砂岩、酸性の凝灰岩、砂質の石灰岩などからなる互層で形成し、間に礫岩、玄武石質な火砕岩類が入り、層厚はおよそ 850m となっています。気仙川沿いには花こう岩が見られ、川に沿ってその東側にほぼ南西方向に帯状をなして「気仙川岩体」が分布しています。

(2) 気候

- ・ 沿岸部に比較的近いことから、海洋性気候の影響を受け、冬季は比較的温暖でありながら、夏季は冷涼と内陸的な気候の影響も受ける地域です。

[表1－気象データ]

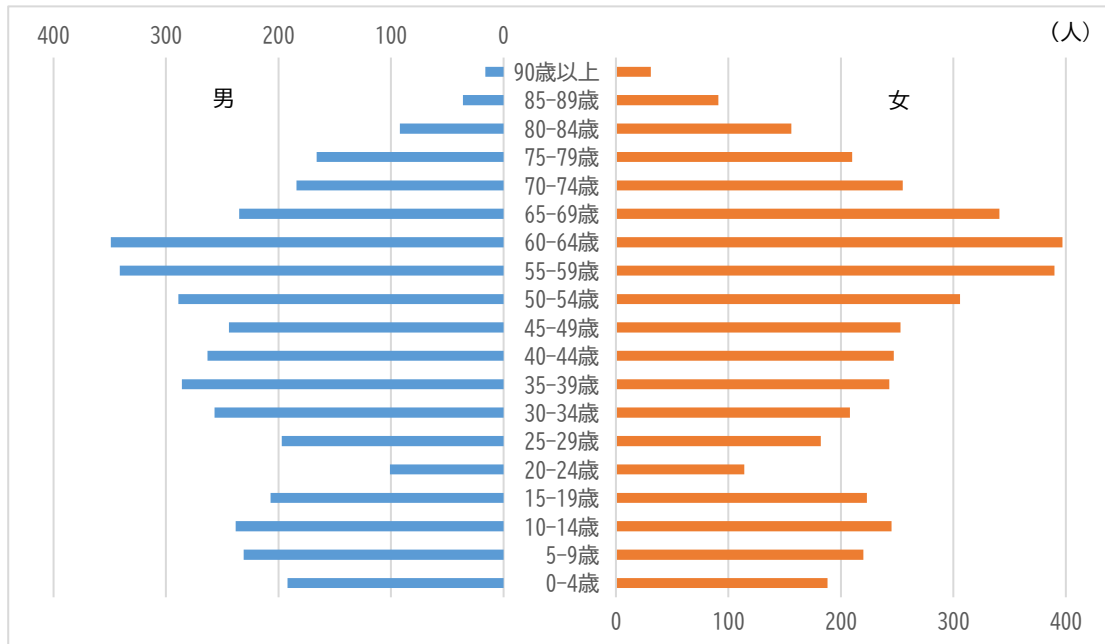
年	降水量 (mm)			気温 (°C)		
	合計	日最大	時間最大	日平均	最高	最低
令和3	1695.0	162.0	46.5	11.4	35.6	-13.3
令和4	1412.0	83.5	55.0	11.2	35.4	-9.9
令和5	1454.0	66.5	32.0	12.5	36.3	-10.1
令和6	1458.5	100.0	39.5	12.6	34.2	-8.5
令和7	1114.5	71.5	23.5	12.3	36.4	-9.2

(出典：気象庁 気象観測統計)

(3) 人口

- ・ 総人口は、昭和 30 年の町制施行時点の 13,121 人をピークに一貫して減少し、令和 7 年には 4,337 人(※速報集計値)となっています。
- ・ 年少人口の割合 7.5%、生産年齢人口の割合 47.2%に対し、老年人口の割合(高齢化率)は 45.3%と、少子高齢化の状況にあります。

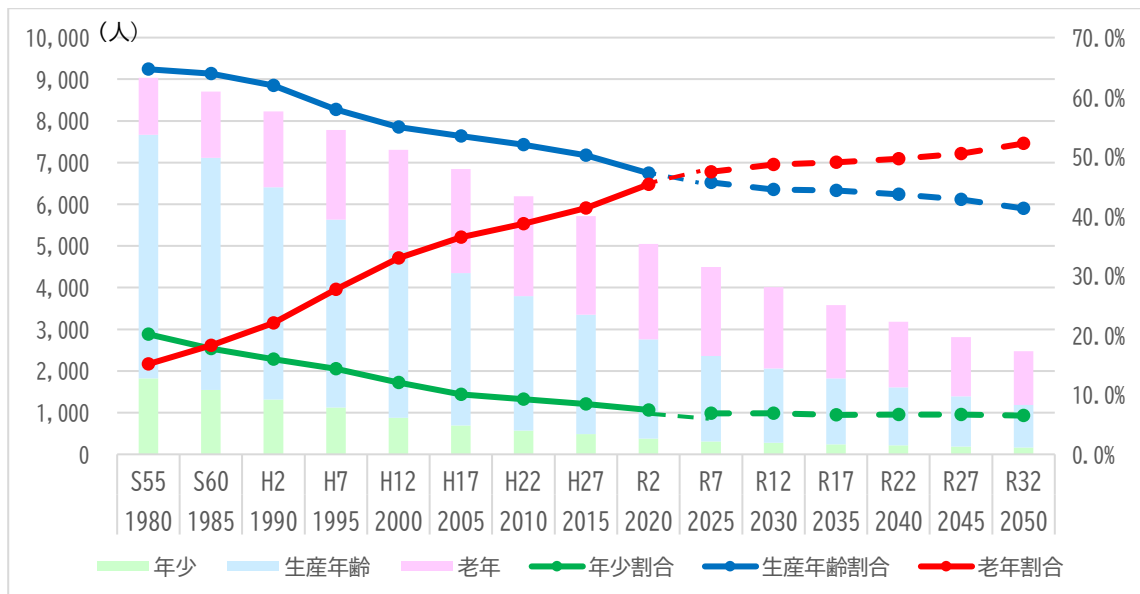
〔表2－年齢ごとの人口〕



(出典：令和2年国勢調査)

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所による推計では、本町の人口は2050年（令和32年）には2,475人と、2020年（令和2年）からの30年間で2,570人（△50.9%）減少するとしています。
- ・ また、年少人口の割合は6.5%まで減少し、老年人口の割合は52.2%まで上昇することとなり、さらに少子高齢化が進む見込みとなっています。

〔表3－住田町の推計人口〕



(出典：住田町総合計画)

第2節 想定するリスク

- ・ 町内で発生する大規模自然災害を対象とし、地震、風水害、土砂災害、雪害など、過去に大きな被害をもたらした規模を想定します。

[表4－対象とする自然災害]

自然災害種別	想定する過去の主な災害〔発生日〕(規模) 〔被害状況〕
地震	三陸南地震〔H15.6.26〕(震度5強) 〔建物被害 一部破損 104戸(うち非住家89戸) 土木被害 道路 10箇所 農林被害 冠水 58ha〕 東北地方太平洋沖地震〔H23.3.11〕(震度5強) 〔り災世帯 42世帯 人的被害 負傷者 1人 建物被害 一部破損 43戸(うち非住家1戸)〕
風水害 土砂災害	昭和56年台風15号〔S56.8.23〕(降雨量221mm 五葉山) 〔人的被害 負傷者 1人 建物被害 全壊 1戸、半壊 15戸、一部破損 29戸 床上浸水 60戸 床下浸水 38戸(うち非住家10戸) 農林被害 20ha 土木被害 道路 289箇所、橋梁 5箇所、河川 113箇所 その他 86箇所〕
雪害	南海低気圧による大雪(台湾坊主)〔S47.1.15～16〕 〔農林被害 立木折倒 1,975ha〕

第3節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- ・ 国の基本計画に掲げられている 35 の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本町では「第2章 第2節 事前に備えるべき目標」で設定した6つの目標ごとに 24 の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

[表5－起きてはならない最悪の事態]

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
(1) 直接死を最大限防ぐ	1-1 建物等の大規模倒壊や火災による死傷数の発生（二次災害を含む）
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生
	1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
	1-4 暴風雨雪や豪雪等による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止等や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康や避難生活環境を確実に確保し、関連死を最大限防ぐ	2-1 被災地での食料や飲料水など、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期に渡る孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災やエネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
	2-4 医療・福祉施設や関係者の被災やエネルギー途絶、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生
(3) 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員や施設等の被災による行政機能の大幅な低下
(4) 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
	4-2 食料等の安定供給の停滞
	4-3 農地や森林等の荒廃による被害の拡大
(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 情報通信機能の長期停止
	5-2 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-3 上下水道の長時間に渡る供給停止
	5-4 町外との基幹交通や地域交通ネットワークの分断・機能停止
(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧や復興が大幅に遅れる事態
	6-2 復旧や復興を担う人材の絶対的不足により復旧や復興が大幅に遅れる事態
	6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧や復興が大幅に遅れる事態

第4節 施策分野

- ・ 国の基本計画や県の地域計画を参考に、次のとおり5つの個別施策分野と、5つの横断的分野を設定しました。

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能・情報通信・防災教育
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業
- ⑤ 国土保全・交通

(2) 横断的分野

- ① リスクコミュニケーション
- ② 老朽化対策
- ③ 人口減少・少子高齢化対策
- ④ 人材育成
- ⑤ 官民連携

第4章 脆弱性評価

第1節 脆弱性の考え方

- ・ 「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価することは、国土強靱化を効果的で効率的に推進していく上で重要なプロセスです。
- ・ 本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、住田町総合計画で取り組んでいる施策等について、進捗状況や課題を把握し、事態の回避という視点から分析・評価を実施しました。

第2節 全体事項の脆弱性評価の結果

- ・ 全体事項の脆弱性評価結果は次のとおりです。

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

大規模自然災害から町民や来訪者の命を守り、被害を最小限に留めるためには、災害時にも機能する道路交通ネットワークの構築、社会基盤の整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災教育の推進、防災訓練・防災意識の啓発等ソフト対策を組み合わせることが必要です。

(2) 代替手段の確保

大規模自然災害に対応するためには、施設の耐震性向上だけでは万全ではありません。特に、行政機能が被災すると、その後の災害対策等に大きな影響が生じることから、非常用電源、情報伝達システム及び住民情報バックアップシステムの整備等、代替機能の確保や伝達経路の複数化等により、代替性を確保・向上させることが必要です。

(3) 官民連携と人材育成の推進

大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、行政内部の連携はもちろん、民間事業者や団体等と連携し、それぞれのネットワークを活かしながら、生命を守り、経済活動を維持しながら、まちの再建を進めることが必要です。また、このためにも、各分野を担う人材育成を進めることが必要です。

また、社会情勢の変化に応じ、長期的な視点で「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう、推進していくことが必要です。

(4) 伝統文化の保全・継承

本町には、里山や田園風景が織りなす自然と人々の生活によって形作られ、受け継がれてきた地域固有の伝統文化が数多く残されている。これらは、地域に対する「愛着」や「誇り」を生み出すものであり、大規模自然災害のリスクから伝統文化を守り、次代に引き継ぎながら各種施策を推進することが必要です。

第3節 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

- ・ 起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果の概要は次のとおりです。

目標 1 直接死を最大限防ぐ	
事態 1-1 建物等の大規模倒壊や火災による死傷数の発生（二次災害を含む）	【公共施設の管理】 ・ 耐用年数を超過するなど老朽化が進んだ施設や耐震基準を満たしていない施設は、「住田町公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な更新や改修等を進める必要がある。 ・ 土砂災害特別警戒区域内に立地している施設は、解体を基本として検討を進める必要がある。 ・ 避難や消火のために必要な設備は定期点検するなど、常に使用できる状態を保つ必要がある。 ・ 避難訓練を実施するなど、施設利用者が迅速かつ安全に避難できる体制を整える必要がある。施設管理を指定管理者等に外部委託している場合は、受託事業者による訓練の実施状況を確認する必要がある。 【公営住宅の管理】 ・ 町営住宅は「住田町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な更新や改修等を進める必要がある。 【観光施設の管理】 ・ 観光施設は、特に不特定多数が利用する施設であることから、避難誘導の訓練や設備の維持、整備を進める必要がある。 ・ 外国人観光客が増加傾向にあることから、避難誘導サイン等の多言語化を図る必要がある。 【福祉施設等の防災・減災対策】 ・ 福祉施設等では施設や設備が老朽化しているものもあることから、適正な管理を周知啓発し、必要に応じその改修や更新に対し支援する必要がある。 【木造住宅の耐震化】 ・ 平成 30 年時点で、町内の住宅の平均築年数は 41 年、持ち家の築年は 35～49 年に集中していることから、耐震診断や耐震化改修を推進する必要がある。 【空き家対策の推進】 ・ 令和 7 年度空き家実態調査で、町内の空き家は 163 件にのぼり、今後においても人口や世帯が減少する見込みでありさらに増加することが懸念されることから、所有者等へ空き家を放置することの問題提起等啓発を図り、空き家バンクの利活用や危険空き家の除却等の取り組みを進める必要がある。 【道路・橋梁の老朽化対策】 ・ 道路パトロールを定期的実施し、損傷箇所を発見した場合、町道であれば早期に修繕し、国県道であれば速やかに県に報告する必要がある。 ・ 損傷が発生する前に対策を講じる予防保全の観点から、計画的に長寿命化を図る必要がある。

	【道路・橋梁の計画的整備】 ・ 狭あいな道路や、急こう配、急カーブ等の危険箇所は、計画的に改良等を進める必要がある。 ・ 集落へのアクセス道路が1本しかない場合は、複線化などの道路ネットワークを整備する必要がある。
	事態 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生 【町管理河川の管理】 ・ 河川パトロールにより土砂の堆積等の状況を把握し、堆積土砂の浚渫を計画的に進める必要がある。 【県管理河川の整備促進】 ・ 堤防の整備等の改修が進められているが、早期の事業完了を県に働きかける必要がある。 【農地の保全】 ・ 農地の持つ水源涵養機能を発揮するため、農業振興地域整備計画の適切な運用により、農地の保全と遊休農地（耕作放棄地）の解消を進める必要がある。 【洪水に対する住宅等の安全対策】 ・ 洪水により被害を受けるおそれのある住宅については、所有者に対して危険性を周知するほか、危険住宅の除去や移転住宅建設への補助等の情報も併せて提供する必要がある。 【防災マップの活用】 ・ 町内の土砂災害警戒区域、浸水想定区域等を示した防災マップは各世帯に配布済みであるが、最新の情報への更新や、各家庭や地域での活用が必要である。
	事態 1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生 【公共施設の管理】 ・ 1-1 から再掲 【早期復旧等のための連携】 ・ 災害発生後、早期に復旧活動を実施できるよう、事業者との連携を強化する必要がある。 【森林の公益的機能の維持・増進】 ・ 森林による土砂崩れの防止機能を発揮するため、造林や間伐などの必要な森林施業を進める必要がある。 ・ 火災による森林の消失を防ぐため、林野火災予防思想の普及啓発、消火資機材の整備や消防訓練等による消火体制の強化を図る必要がある。 【砂防関係施設の整備】 ・ 県が実施する砂防関係施設の整備に対しは、最大限協力し、早期の事業完了を図る必要がある。 ・ 砂防堰堤に土砂の堆積等を認めた場合は、県に情報提供し、その除去等を早期に実施するよう働きかける必要がある。 【治山関係施設の整備】 ・ 県が実施する治山関係施設の整備に対しは、最大限協力し、早期の事業完了を図る必要がある。

【防災マップの活用】 ・ 1-2 から再掲
事態 1-4 暴風雨雪や豪雪等による交通途絶等に伴う死傷者の発生
【除雪体制の強化】 ・ 民間事業者等に降雪時の除雪を委託し、速やかな除雪体制を整えているが、降雪の状況によっては、除雪作業が遅れ、町民生活や経済活動に影響を及ぼす可能性があることから、住民との協力体制の構築が必要である。 ・ 老朽化した除雪機械は計画的な更新が必要である。 【早期復旧等のための連携】 ・ 1-3 から再掲 【道路・橋梁の老朽化対策】 ・ 1-1 から再掲 【道路・橋梁の計画的整備】 ・ 1-1 から再掲 【幹線道路の整備促進】 ・ 町外との物流を担う幹線道路（構造物、電柱等を含む）については、計画的な整備と適切な維持管理に努める必要がある。 【集落の孤立対策】 ・ 孤立のおそれがある地域においては、自主防災組織を強化し、事前に世帯状況を把握した避難訓練等を実施する必要がある。 ・ 孤立した地域においては、情報収集や通信手段の確保が重要であることから、手段の多重化を図る必要がある。
事態 1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止等や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
【情報伝達手段の整備】 ・ 町からの情報伝達手段として、防災行政無線、防災告知放送、住田テレビ、SNS 等があるが、施設については計画的な更新等により機能の維持を図る必要があり、また、これら情報伝達手段をいつでも誰でも利用できる体制を整える必要がある。 【通信事業者や放送事業者との連携】 ・ 災害発生後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、通信事業者や放送事業者との連絡体制を維持する必要がある。 【避難困難者への対応強化】 ・ 自力での避難が困難な方には、個別避難計画を策定することにより、災害時の支援体制の強化は図られているが、訓練を実施するなど発災時に確実に避難できる準備を進める必要がある。 ・ 避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、関係機関と共有することで、避難支援体制を維持する必要がある。 【地域防災力の強化】 ・ 地域における防災福祉マップの作成や、地域からの提案による地区防災計画の策定など、自主防災組織など地域において避難を支援する体制を強化する必要がある。 ・ 地域防災のリーダーとなる防災士を養成する必要がある。

	・ 高齢者や障害者等が安心して避難できる福祉避難所の開設に必要な体制を維持する必要がある。 【防災訓練の実施】 ・ 防災意識の啓発と防災知識の普及のため、町や各自主防災組織など、あらゆる主体において避難訓練などの防災訓練等に取り組む必要がある。 【防災教育の推進】 ・ 保育園や各小中学校での避難訓練など、防災教育を進める必要がある。
目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康や避難生活環境を確実に確保し、関連死を最大限防ぐ	
	事態 2-1 被災地での食料や飲料水など、生命に関わる物資供給の長期停止 【避難所の備蓄・設備強化】 ・ 非常用の食料や衛生用品、発電設備等は、一定の区域内で拠点となる指定避難所等に、計画的に備蓄することが必要である。 ・ 避難の長期化や、避難者の多様化に備え、必要となる設備等を計画的に整備する必要がある。 【災害時応援協定等の締結】 ・ 災害時応援協定は3自治体と締結しているため、締結自治体とのホットライン構築を進め、対応力の向上を図る必要がある。 【物資調達協定等の締結】 ・ 非常時の物資供給を確保するため、民間事業者と災害時の食料・物資提供に関する協定を締結しており、連携を深めるとともに、さらに締結事業者を拡大していく必要がある。 【簡易水道施設の適切な管理】 ・ 老朽化による耐震性の低い配水管等は、計画的な耐震化が必要である。 ・ 簡易水道での給水が不能となった場合に備え、給水タンクや非常用給水袋を備蓄する必要がある。 【早期復旧等のための連携】 ・ 1-3 から再掲 【道路・橋梁の老朽化対策】 ・ 1-1 から再掲 【道路・橋梁の計画的整備】 ・ 1-1 から再掲 【幹線道路の整備促進】 ・ 1-4 から再掲
	事態 2-2 多数かつ長期に渡る孤立集落等の同時発生 【集落の孤立対策】 ・ 1-4 から再掲 【避難所の維持管理】 ・ 避難所に指定している公共施設は、緊急時に支障の無いよう、「住田町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持修繕を進める必要がある。 ・ 避難所の運営に必要な資機材を計画的に整備する必要がある。

	【避難所の備蓄・設備強化】 ・ 2-1 から再掲 【避難場所の確保】 ・ 孤立地域内に指定避難場所又は避難可能な場所がないことが想定されるため、地域に安全な場所や家を予め定め、避難場所を確保する必要がある。 【ヘリ発着所の確保】 ・ 山間部では、ヘリコプターの発着ができる場所が少ないため、発着場所の確保を進める必要がある 【情報伝達手段の整備】 ・ 1-5 から再掲 【通信事業者や放送事業者との連携】 ・ 1-5 から再掲 【早期復旧等のための連携】 ・ 1-3 から再掲 【道路・橋梁の老朽化対策】 ・ 1-1 から再掲 【道路・橋梁の計画的整備】 ・ 1-1 から再掲 【幹線道路の整備促進】 ・ 1-4 から再掲
	事態 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災やエネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
	【消防・救急機能の強化】 ・ 大船渡地区消防組合住田分署の消防・救急業務に必要な資機材の充実を図る必要がある。 【消防団機能の強化】 ・ 消防団員が減少していることから、確保・育成を図る必要がある。 ・ 消防団の屯所の耐震化や、活動に必要な資機材の充実を図る必要がある。 【応急手当講習会等の開催】 ・ 救助が到着するまでの間に地域住民が初期の救命等を実施できるよう、講習会を開催するなど、普及・啓発に取り組む必要がある。 【エネルギーの確保】 ・ 県石油商業協同組合と協定を締結するなど、緊急車両等への燃料を確保するための備えが必要である。 ・ 災害対策本部や災害現場等での電力を確保するため、発電機等を計画的に整備する必要がある。 【早期復旧等のための連携】 ・ 1-3 から再掲 【道路・橋梁の老朽化対策】 ・ 1-1 から再掲 【道路・橋梁の計画的整備】 ・ 1-1 から再掲

	【幹線道路の整備促進】 ・ 1-4 から再掲 事態 2-4 医療・福祉施設や関係者の被災やエネルギー途絶、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺 【医療体制の強化】 ・ 気仙医療圏では医療機関相互の機能分担と連携を行っている他、県内自治体と災害時応援協定を締結しており、より一層の連携強化を図る必要がある。 【保健・医療・福祉の連携強化】 ・ 災害時には、避難行動要支援者に加え、要介護者や来訪者への対応が必要となり、マンパワーの不足等が想定され、連携体制を「災害」という視点から、再度見直すとともに、医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図る必要がある。 【男女共同参画に配慮した支援】 ・ 避難所等では、食事作り等特定の活動が片方の性に偏ることや、男女のニーズの違いによる様々な問題が生じることから、男女共同参画の視点を取り入れた対応が必要である。 【エネルギーの確保】 ・ 2-3 から再掲 【早期復旧等のための連携】 ・ 1-3 から再掲 【道路・橋梁の老朽化対策】 ・ 1-1 から再掲 【道路・橋梁の計画的整備】 ・ 1-1 から再掲 【幹線道路の整備促進】 ・ 1-4 から再掲 事態 2-5 被災地における感染症等の大規模発生 【医療体制の強化】 ・ 2-4 から再掲 【保健師等による健康管理】 ・ 生活環境の急激な変化による、体調不良や持病の悪化が懸念されるため、医師と保健師が連携し、避難住民に対する相談・指導により感染症等の発生を抑制するとともに、不安感の低減を図る必要がある。 【廃棄物の処理体制の整備】 ・ 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物や、災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を迅速に処理するため、岩手県産業資源循環協会や県内市町村等と協定を締結し連携体制を構築しているが、具体的な対応を明確にするため「災害廃棄物処理計画」の策定を進めるとともに、大船渡地区環境衛生組合や岩手沿岸南部広域環境組合、民間事業者とも連携して処理体制を強化する必要がある。 【下水道施設の適切な管理】 ・ 老朽化した汚水処理施設の計画的な更新や修繕・耐震化の実施が必要である。
--	---

	【浄化槽の整備促進】 ・ 下水道の供用区域外においては、浄化槽の設置を推進する必要がある。
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	
	事態 3-1 行政機関の職員や施設等の被災による行政機能の大幅な低下 【庁舎等の機能強化】 ・ 災害時に災害対策本部等の拠点となる、庁舎や地区公民館等については、非常用発電設備の整備など、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。 【業務継続計画の定期更新と訓練の実施】 ・ 災害時の業務継続計画は策定済みであり、定期的な更新と、計画に基づいた訓練を実施する必要がある。 【住民データの保全】 ・ 住民情報などの重要な行政情報は、自治体クラウド上に保存し、適切にバックアップを実施しているが、通信インフラに被害が発生した場合の復旧等の方法を整備する必要がある。
目標4 経済活動を機能不全に陥らせない	
	事態 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞 【企業の防災・減災対策の促進】 ・ 災害発生後、罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、防災・減災対策を促進するため事業継続力強化計画の普及啓発を推進する必要がある。 【早期復旧等のための連携】 ・ 1-3 から再掲 【道路・橋梁の老朽化対策】 ・ 1-1 から再掲 【道路・橋梁の計画的整備】 ・ 1-1 から再掲 【幹線道路の整備促進】 ・ 1-4 から再掲
	事態 4-2 食料等の安定供給の停滞 【農業用施設の早期復旧】 ・ 災害により農業用施設に被害が生じた場合には、速やかに復旧する必要がある。 ・ 激甚化する風水害等の自然災害に備え、農地や農業水利等の保全管理を実施し、予防保全的な改修により、長寿命化を図る必要がある。 【農地の保全】 ・ 1-2 から再掲 【農畜産物の安定生産】 ・ 災害時でも安定して食料を供給するためには、平時から一定程度の供給量を確保する必要があることから、担い手の確保や販路拡大など、生産体制の強化を図る必要がある。
	事態 4-3 農地や森林等の荒廃による被害の拡大 【農地の保全】 ・ 1-2 から再掲

	【農業者の育成と経営安定化】 ・ 若手農業者の就農支援や就農希望者の受入れ体制の強化を図る必要がある。 ・ 農地の利用集積や集約など農地利用の効率化を図りながら、農業経営の安定化を図るため、集落営農の組織化や法人化の推進のほか、地域の中心経営体の育成を図る必要がある。 【森林の公益的機能の維持・増進】 ・ 1-3 から 再掲 【鳥獣被害対策の推進】 ・ 野生鳥獣による農林業等被害が拡大しており、防除対策、環境整備対策、捕獲対策の3つの取り組みを複合的に進めていく必要がある。
目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
	事態 5-1 情報通信機能の長期停止 【情報伝達手段の整備】 ・ 1-5 から再掲 【通信事業者や放送事業者との連携】 ・ 1-5 から再掲
	事態 5-2 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 【エネルギーの確保】 ・ 2-3 から再掲 【再生可能エネルギーの導入推進】 ・ 切捨間伐等により発生した林地残材をエネルギー資源として利活用するシステムの構築に向けた取り組みを進める必要がある。
	事態 5-3 上下水道の長時間に渡る供給停止 【簡易水道施設の適切な管理】 ・ 2-1 から再掲 【下水道施設の適切な管理】 ・ 2-5 から再掲 【浄化槽の整備促進】 ・ 2-5 から再掲
	事態 5-4 町外との基幹交通や地域交通ネットワークの分断・機能停止 【早期復旧等のための連携】 ・ 1-3 から再掲 【道路・橋梁の老朽化対策】 ・ 1-1 から再掲 【道路・橋梁の計画的整備】 ・ 1-1 から再掲 【幹線道路の整備促進】 ・ 1-4 から再掲
目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
	事態 6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧や復興が大幅に遅れる事態

【廃棄物の処理体制の整備】 ・ 2-5 から再掲
事態 6-2 復旧や復興を担う人材の絶対的不足により復旧や復興が大幅に遅れる事態
【ボランティア・NPO活動の支援】 ・ 社会福祉協議会等との連携を強化しボランティア活動を充実するとともに、ボランティア団体やNPO法人の活動を支援する必要がある。 【関係人口の拡大】 ・ 有事の際に支援していただけるよう、地域とつながりのある関係人口の拡大を図る必要がある。
事態 6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧や復興が大幅に遅れる事態
【コミュニティ活動の活性化】 ・ 有事の際に共助による支え合いができるよう、自治公民館や地域協働組織を中心とした地域コミュニティ活動の維持・活性化を図る必要がある。 【関係人口の拡大】 ・ 6-2 から再掲

第5章 脆弱性評価に基づく対応方針

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、第1節では、今後町が取り組むべき施策を定めます。また、第2節においてその施策を施策分野ごとに整理し、第3節では、重点的に推進する重点施策を設定します。

第1節 起きてはならない最悪の事態ごとの施策

本節では、起きてはならない最悪の事態に応じ、個別施策分野ごとにその施策を定めます。なお、第3節で重点施策とするものには、表中に「重」の文字を付しています。

分野	施策	手段	重点
目標 1 直接死を最大限防ぐ			
事態 1-1 建物等の大規模倒壊や火災による死傷数の発生（二次災害を含む）			
行政機能・情報 通信・防災教育	公共施設の管理	「住田町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」にて更新や改修、解体や建て替えの方針を明確化する。 - 建て替えについては防災マップの情報と照らし合わせて検討する。	重
住宅・都市	公営住宅の管理	「住田町営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な更新や改修等を進める	
	木造住宅の耐震化	適切な情報提供に努め、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	重
	空き家対策の推進	空き家の管理と処分に関する所有者等からの相談窓口の拡充や、危険空き家等の除却を進めるとともに、空き家等情報バンクや空き家改修の推進など不動産資源としての再生を図り、総合的な空き家対策を進める。	
保健・医療・福祉	福祉施設等の防災・減災対策	- 福祉施設等の適正な管理を周知啓発する。 - 必要に応じ施設等の改修や更新等に対し支援する。	
産業	観光施設の管理	- 計画的な改修・設備更新を進める。 - 避難誘導サインの設置や災害情報の多言語化を進める。	
国土保全・交通	道路・橋梁の老朽化対策	- 計画的な補修改修（長寿命化含む）を進める。 - 適切な維持管理を行う。	
	道路・橋梁の計画的整備	- 優先度の高い事業個所の道路整備、改良を行う。 - 効率的な橋梁の維持補修を行う。 - 複線化などの道路ネットワークの整備を検討する。	
事態 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生			
住宅・都市	洪水に対する住宅等の安全対策	- 家屋の所有者に対し危険性を周知する。 - 危険住宅の除去や移転住宅建設への補助等の情報を提供する。	
産業	農地の保全	農地保全を図るとともに遊休農地（耕作放棄地）の解消を進める。	

分野	施策	手段	重点
国土保全・交通	町管理河川の管理	・ 河川の浚渫を実施する。	
	県管理河川の整備促進	・ 早期の事業完了を県に働きかける。	重
	防災マップの活用	・ 防災マップを適宜最新の状態に更新する。 ・ 防災マップを活用し、危険個所の周知や避難訓練を実施する。	重
事態 1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生			
行政機能・情報 通信・防災教育	公共施設の管理	・ 1-1 から再掲	重
産業	森林の公益的機能の維持・増進	・ 町有林においては、造林や間伐などの必要な森林施業を進める。 ・ 林野火災予防思想の普及啓発を図る。 ・ 消火資機材の整備や消防訓練等により消火体制を強化する。	
国土保全・交通	早期復旧のための連携	・ 土木事業者等と協定を結ぶなど、連携強化のための取組みを進める。	
	砂防関係施設の整備	・ 国や県と連携し、土石流対策等を促進する。	
	治山関係施設の整備	・ 国や県と連携し、地すべり防止対策等を促進する。	
	防災マップの活用	・ 1-2 から再掲	重
事態 1-4 暴風雨雪や豪雪等による交通途絶等に伴う死傷者の発生			
行政機能・情報 通信・防災教育	集落の孤立対策	・ 孤立のおそれがある地域の自主防災組織を強化し、避難訓練等を実施する。 ・ 孤立のおそれがある地域との通信手段の多重化を検討する。	
国土保全・交通	除雪体制の強化	・ 民間事業者・住民と協力し、体制強化を図る。 ・ 除雪機械の計画的な更新を進める。	
	早期復旧のための連携	・ 1-3 から再掲	
	道路・橋梁の老朽化対策	・ 1-1 から再掲	重
	道路・橋梁の計画的整備	・ 1-1 から再掲	
	幹線道路の整備促進	・ 計画的な整備と適切な維持管理が図られるよう県等に要望する。	

分野	施策	手段	重点
事態 1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止等や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生			
行政機能・情報 発信・防災教育	情報伝達手段の整備	・ 多様な情報伝達手段を確保する。 ・ 防災行政無線等による情報伝達体制を整備及び維持管理する。	
	通信事業者や放送事業者との 連携	・ 通信事業者や放送事業者との連絡体制を維持する。	
	防災訓練の実施	・ 町や各自主防災組織など、あらゆる主体において避難訓練などの防災訓練等に取り組む。	
	防災教育の推進	・ 保育園や各小中学校での避難訓練など、防災教育を推進する。	
保健・医療・福 祉	避難困難者への対応強化	・ 策定した個別避難計画に基づき、訓練等を実施する。 ・ 避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、関係機関と共有する。	
	地域防災力の強化	・ 防災福祉マップの策定や地区防災計画の策定を推進する。 ・ 防災士を養成する。	重
目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康や避難生活環境を確実に確保し、関連死を最大限防ぐ			
事態 2-1 被災地での食料や飲料水など、生命に関わる物資供給の長期停止			
行政機能・情報 通信・防災教育	避難所の備蓄・設備強化	・ 備蓄食料や衛生用品等を計画的に備蓄する。 ・ 避難の長期化や避難者の多様化に備え、必要な設備等を計画的に更新する。	重
	災害時応援協定等の締結	・ 連携強化に努め、対応力の向上を図る。	
	物資調達協定等の締結	・ 事業者との協定を進める。	
住宅・都市	簡易水道施設の適切な管理	・ 適切な維持管理を行う。 ・ 給水タンクや非常用給水袋を計画的に備蓄する。	重
国土保全・交通	早期復旧のための連携	・ 1-3 から再掲	
	道路・橋梁の老朽化対策	・ 1-1 から再掲	重
	道路・橋梁の計画的整備	・ 1-1 から再掲	
	幹線道路の整備促進	・ 1-4 から再掲	

分野	施策	手段	重点
事態 2-2 多数かつ長期に渡る孤立集落等の同時発生			
行政機能・情報 通信・防災教育	集落の孤立対策	・ 1-4 から再掲	
	避難所の維持管理	・ 計画的な維持修繕を行う。	
	避難所の備蓄・設備強化	・ 2-1 から再掲	重
	避難場所の確保	・ 地域内に安全な場所や家を予め定め、避難場所を確保する。	
	ヘリ発着所の確保	・ ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保を進める。	
	情報伝達手段の整備	・ 1-5 から再掲	
	通信事業者や放送事業者との連携	・ 1-5 から再掲	
国土保全・交通	早期復旧のための連携	・ 1-3 から再掲	
	道路・橋梁の老朽化対策	・ 1-1 から再掲	重
	道路・橋梁の計画的整備	・ 1-1 から再掲	
	幹線道路の整備促進	・ 1-4 から再掲	
事態 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災やエネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足			
行政機能・情報 通信・防災教育	消防・救急機能の強化	・ 医療機関等も含めた消防・救急・救助の体制整備を図る。 ・ 消防車両をはじめとした消防設備・施設を計画的に更新する。	
	消防団機能の強化	・ 消防団員の確保・育成の取組みを進める。 ・ 消防屯所の耐震化や資機材を計画的に整備・更新する。	
	応急手当講習会等の開催	・ 応急手当講習会等の開催など、普及啓発に取り組む。	
産業	エネルギーの確保	・ 県石油商業協同組合と協定を締結するなど、緊急車両等への燃料を確保するための備えを進める。 ・ 発電機等を計画的に整備する。	
国土保全・交通	早期復旧のための連携	・ 1-3 から再掲	
	道路・橋梁の老朽化対策	・ 1-1 から再掲	重

分野	施策	手段	重点
	道路・橋梁の計画的整備	・ 1-1 から再掲	
	幹線道路の整備促進	・ 1-4 から再掲	
事態 2-4 医療・福祉施設や関係者の被災やエネルギー途絶、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺			
保健医療・福祉	医療体制の強化	・ 連携を強化し、救急医療体制を充実する。	
	保健・医療・福祉の連携強化	・ 保健・医療・福祉の関係機関が平時から情報共有を図る。	重
	男女共同参画に配慮した支援	・ 性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組む。	
産業	エネルギーの確保	・ 2-3 から再掲	
国土保全・交通	早期復旧のための連携	・ 1-3 から再掲	
	道路・橋梁の老朽化対策	・ 1-1 から再掲	重
	道路・橋梁の計画的整備	・ 1-1 から再掲	
	幹線道路の整備促進	・ 1-4 から再掲	
事態 2-5 被災地における感染症等の大規模発生			
保健医療・福祉	医療体制の強化	・ 2-4 から再掲	
	保健師等による健康管理の強化	・ 避難者の不安を軽減できるよう県健康管理マニュアルに沿った健康管理に努める。 ・ 手洗い等衛生管理の普及啓発とともに、消毒液など衛生資材を確保する。	
住宅・都市	下水道施設の適切な管理	・ 施設の更新や修繕・耐震化を計画的に進める。	重
	浄化槽の整備促進	・ 下水道供用区域外において浄化槽の設置を推進する。	
国土保全・交通	廃棄物の処理体制の整備	・ 組合や民間事業者と連携し、処理体制を構築する。	
目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する			
事態 3-1 行政機関の職員や施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
行政機能・情報 通信・防災教育	庁舎等の機能強化	・ 適切な維持管理を行う。 ・ 非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化等、災害拠点としての機能強化を図る。	

分野	施策	手段	重点
	業務継続計画の定期更新と訓練の実施	・ 業務継続計画を定期的に更新する。 ・ 業務継続計画に基づいた訓練を実施する。	
	住民データの保全	・ 住民データを迅速に復旧する体制を整備する。	
目標4 経済活動を機能不全に陥らせない			
事態4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞			
産業	企業の減災・防災対策の推進	・ 事業継続力強化計画の普及啓発を推進する。	
国土保全・交通	早期復旧のための連携	・ 1-3 から再掲	
	道路・橋梁の老朽化対策	・ 1-1 から再掲	重
	道路・橋梁の計画的整備	・ 1-1 から再掲	
	幹線道路の整備促進	・ 1-4 から再掲	
事態4-2 食料等の安定供給の停滞			
産業	農業用施設の早期復旧	・ 農地や農業水利施設等の保全管理を行う。 ・ 農業用施設の維持・改修により、長寿命化を図る。	
	農地の保全	・ 1-2 から再掲	
	農畜産物の安定生産	・ 施設・設備の導入支援や生産技術の向上を図り、生産の維持・拡大を進める。	
事態4-3 農地や森林等の荒廃による被害の拡大			
産業	農地の保全	・ 1-2 から再掲	
	農業者の育成と経営安定化	・ 就農支援や就農希望者の受入れ態勢を整備する。 ・ 集落営農の組織化や法人化を推進する。 ・ 地域の中心経営体を育成する。	
	森林の公益的機能の維持・増進	・ 1-3 から再掲	
	鳥獣被害対策の推進	・ 防除対策、環境整備対策、捕獲対策の3つの取り組みを複合的に進める。	

分野	施策	手段	重点
目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる			
事態5-1 情報通信機能の長期停止			
行政機能・情報 発信・防災教育	情報伝達手段の整備	・ 1-5 から再掲	
	通信事業者や放送事業者との連携	・ 1-5 から再掲	
事態5-2 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止			
産業	エネルギーの確保	・ 2-3 から再掲	
	再生可能エネルギーの導入推進	・ 公共施設の再生可能エネルギーは、常に使用できるよう適切に維持管理する。 ・ 林地残材をエネルギー資源として利用するシステムを構築する。 ・ その他再生可能エネルギーの導入促進を図る。	
事態5-3 上下水道の長時間に渡る供給停止			
住宅・都市	簡易水道施設の適切な管理	・ 2-1 から再掲	重
	下水道施設の適切な管理	・ 2-5 から再掲	重
	浄化槽の整備促進	・ 2-5 から再掲	
事態5-4 町外との基幹交通や地域交通ネットワークの分断・機能停止			
国土保全・交通	早期復旧のための連携	・ 1-3 から再掲	
	道路・橋梁の老朽化対策	・ 1-1 から再掲	重
	道路・橋梁の計画的整備	・ 1-1 から再掲	
	幹線道路の整備促進	・ 1-4 から再掲	
目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する			
事態6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧や復興が大幅に遅れる事態			
国土保全・交通	廃棄物の処理体制の整備	・ 2-5 から再掲	

分野	施策	手段	重点
事態 6-2 復旧や復興を担う人材の絶対的不足により復旧や復興が大幅に遅れる事態			
－	ボランティア・NPO活動の支援	・ ボランティア団体やNPO法人の活動を支援する。	
	関係人口の拡大	・ 本町とつながりのある関係人口の拡大を図る。	
事態 6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧や復興が大幅に遅れる事態			
－	コミュニティ活動の活性化	・ 地域コミュニティ活動の維持・活性化を図る。	
	関係人口の拡大	・ 6-2 から再掲	

第2節 施策分野ごとの施策

- ・ 第1節で示した施策を、施策分野ごとに分類すると以下のとおりです。なお、第3節で重点施策とするものは、項目に「■」を付しています。

(1) 個別施策分野

① 行政機能・情報通信・防災教育

- 公共施設の管理
 - ・ 集落の孤立対策
 - ・ 情報伝達手段の整備
 - ・ 通信事業者や放送事業者との連携
 - ・ 防災訓練の実施
 - ・ 防災教育の推進
- 避難所の備蓄・設備強化
 - ・ 災害時応援協定等の締結
 - ・ 物資調達協定等の締結
 - ・ 避難所の維持管理
 - ・ 避難場所の確保
 - ・ ヘリ発着所の確保
 - ・ 消防・救急体制の強化
 - ・ 消防団機能の強化
 - ・ 応急手当講習会等の開催
 - ・ 庁舎等の機能強化
 - ・ 業務継続計画の定期更新と訓練の実施
 - ・ 住民データの保全
 - ・ 情報伝達手段の整備

② 住宅・都市

- ・ 公営住宅の管理
- 木造住宅の耐震化
 - ・ 空き家対策の推進
 - ・ 洪水に対する住宅等の安全対策
- 簡易水道施設の適切な管理
- 下水道施設の適切な管理
 - ・ 浄化槽の整備促進

③ 保健・医療・福祉

- ・ 福祉施設等の防災・減災対策
- ・ 避難困難者への対応強化
- 地域防災力の強化
 - ・ 広域医療体制の構築
- 保健・医療・福祉の連携強化
 - ・ 医療体制の強化
 - ・ 男女共同参画に配慮した支援

- ・保健師等による健康管理の強化

④ 産業

- ・観光施設の管理
- ・農地の保全
- ・森林の公益的機能の維持・増進
- ・エネルギーの確保
- ・企業の減災・防災対策の推進
- ・農業用施設の早期復旧
- ・農畜産物の安定生産
- ・農業者の育成と経営安定化
- ・鳥獣被害対策の推進
- ・再生可能エネルギーの導入推進

⑤ 国土保全・交通

- 道路・橋梁の老朽化対策
- ・道路・橋梁の計画的整備
- ・町管理河川の管理
- ・県管理河川の整備促進
- 防災マップの活用
- ・早期復旧のための連携
- ・砂防関係施設の整備
- ・治山関係施設の整備
- ・除雪体制の強化
- ・幹線道路の整備促進
- ・廃棄物の処理体制の整備

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- 防災マップの活用
- ・防災訓練の実施
- ・防災教育の推進
- ・集落の孤立対策
- ・コミュニティ活動の活性化

② 老朽化対策

- 公共施設の管理
- ・福祉施設等の防災・減災対策
- ・公営住宅の管理
- ・木造住宅の耐震化
- ・空き家対策の推進
- ・観光施設の管理
- 道路・橋梁の老朽化対策

- ・避難所の維持管理
- 簡易水道施設の適切な管理
- 下水道施設の適切な管理
- ・農業用施設の早期復旧

③ 人口減少・少子高齢化対策

- ・空き家対策の推進
- ・避難困難者への対応強化
- 地域防災力の強化
- ・集落の孤立対策
- ・消防団機能の強化
- ・農業者の育成と経営安定化
- ・コミュニティ活動の活性化
- ・関係人口の拡大

④ 人材育成

- 地域防災力の強化
- ・応急手当講習会等の開催
- ・農業者の育成と経営安定化
- ・鳥獣被害対策の推進
- ・ボランティア・NPO活動の支援
- ・コミュニティ活動の活性化

⑤ 官民連携

- ・早期復旧のための連携
- ・通信事業者や放送事業者との連携
- ・防災訓練の実施
- 保健・医療・福祉の連携強化
- ・鳥獣被害対策の推進
- ・エネルギーの確保
- ・ボランティア・NPO活動の支援

第3節 重点施策

第1節で示した施策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用等の視点から、計画期間内に優先して取り組む施策を分野別に「重点施策」として選定します。

なお、重点施策の設定に際しては「住田町総合計画」との整合性を図るとともに、施策の進捗状況等を客観的に把握できる指標を「K P I」として設定し、進捗を管理します。

(1) 個別施策分野

施策	手段	K P I		備考	
		現状(R7 末)	目標値(R12 末)		
① 行政機能・情報通信・防災教育					
公共施設の管理	「住田町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」にて更新や改修、解体や建て替えの方針を明確化する。 - 建て替えについては防災マップの情報と照らし合わせて検討する。	個別施設計画のフォローアップ	未実施	毎年度実施	
避難所の備蓄・設備強化	備蓄食料や衛生用品等を計画的に備蓄する。	備蓄品の計画的な購入	予算計上物品の購入	予算計上物品の購入	
	避難の長期化や避難者の多様化に備え、必要な設備等を計画的に更新する。	整備方針の策定	未策定	策定	
② 都市・住宅					
木造住宅の耐震化	適切な情報提供に努め、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	補助制度の周知	実施	毎年度実施	
簡易水道施設の適切な管理	- 適切な維持管理を行う。 - 給水タンクや非常用給水袋を計画的に備蓄する。	施設管理方針の見直し	実施	毎年度実施	
下水道施設の適切な管理	施設の更新や修繕・耐震化を計画的に進める。	施設管理方針の見直し	実施	毎年度実施	

施策	手段	K P I			備考
		現状(R7 末)	目標値(R12 末)		
③ 保健・医療・福祉					
地域防災力の強化	- 防災福祉マップの策定や地区防災計画の策定を推進する。 - 防災士を養成する。	防災士の養成人数	12 人	33 人	
保健・医療・福祉の連携強化	保健・医療・福祉の関係機関が平時から情報共有を図る。	関係機関が参加する訓練の実施	未実施	1 回/年	
④ 産業					
⑤ 国土保全・交通					
道路・橋梁の老朽化対策	- 計画的な補修改修（長寿命化含む）を進める。 - 適切な維持管理を行う。	町道の整備不良に起因する事故件数	0 件	0 件	
		橋りょう長寿命化修繕計画更新	R3 更新	実施	
防災マップの活用	防災マップを適宜最新の状態に更新する。	防災マップの更新	R3 更新	実施	

第4節 計画の推進と進捗管理

(1) 推進体制

行政内部の部局横断的な連携はもとより、住民や国、県、民間等とも連携し計画の推進を図るため、本計画で定めた被害想定や各種リスク情報、取組みの進捗状況を共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な体制を取るよう努めます。

(2) 計画の進捗管理

計画の実効性を高めていくためには、施策を着実に実行し、常にその成果や課題等を把握、分析して次の施策に反映していくことが必要です。

進捗管理は、庁舎内に設置する委員会等において検証・実施します。

(3) 計画の見直し

「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」というPDCAサイクルにより、毎年度ローリング方式で見直しを実施します。

また、住田町総合計画や国・県の強靱化計画が変更された場合など、この計画を変更する必要がある場合には、期間内においても適宜見直しを行います。